

## 事前評価調書

I 事業概要		
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））	
地区名	豊田市田津原町宮ノ空	
事業箇所	豊田市田津原町宮ノ空	
事業のあらまし	既設治山施設の機能向上を図ることにより山地災害を防止する。	
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工を既設治山施設の上部法面に施工することで、山腹崩壊による人家への被害防止を図る。	
事業費	事業費	
	内訳 15.5百万円 ■工事費 15.5百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円	
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度	
事業内容	法枠工を460㎡設置する。	
II 評価		
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、既設土留工により山腹荒廃地の復旧がなされたが、上部法面の荒廃が進み山地災害の発生が危惧されている。地元からの要望も強いので、治山事業の実施が必要である。
	判定	A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を15.5百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は15.5百万円の予定である。
	2) 地元の合意形成	合意済み
	判定	A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。
III 対応方針		
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 治山施設の整備状況		